第31回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

（2025年７月１日から2026年６月30日まで）

株式会社アイリックコーポレーション

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置づけております。当社の企業理念、経営ビジョンの推進に努め、取締役ならびに全使用人が日々実践していくことで、業務遂行上においての倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。

②当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反することなく適正に行われていることを確認するため、監査役による監査を完遂します。

③代表取締役の直轄機関として内部監査室が内部監査を所管し、監査役会との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部門及び子会社が法令・定款・規程と照合し適切かつ円滑に職務執行がされていることを確認の上、代表取締役に報告すると共に、適切かつ有効な指導を行うこととします。

④法令・定款・規程の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「公益通報規程」に基づき内部通報制度の継続運用を行い、コンプライアンス経営の強化を図ると共に、通報した人が不利益を受けないことを保証いたします。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」に基づき適切に整理・保管・管理を行います。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を整備し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。

②リスク管理体制の構築により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めると共に不測の事態が生じた場合は、損害・影響額を最小限にとどめ、事業の継続を確保するための体制を整備します。

③当社子会社においても、その規模、特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理にかかる体制を整備します。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①当社は、毎月1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の執行状況の監督を行います。
②業務執行を効率的に行うため戦略会議を取締役会前に開催し、業務執行に関する一部の事項について決定を行っております。
③当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に業務執行上の重要課題について報告・検討を行います。

5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績等について報告を義務づけており、当社子会社に対する適切な経営管理を行うこととします。
②当社は当社子会社における重要事項を当社戦略会議で報告、又は「取締役会規程」「職務権限規程」に基づき、当社の取締役会において決議もしくは、報告を行うことと定めており、当該会議及び規程の運用によって適切な経営管理を行います。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は必要に応じて補助すべき使用人を置くことができます。

7．監査役を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するスタッフは、その期間中指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

8．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
①当社取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、当社及び当社子会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明します。

②当社及び当社子会社の取締役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとします。
③監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとします。

9．監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役が、その職務執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備します。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
①当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めると共に毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持します。
②反社会的勢力に対応する部門及び対応マニュアルを設置し、引き続き社内体制の整備強化、及び関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに対応します。

13. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

①当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため財務・会計に関係する諸規程を整備すると共に、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。

②当社及び当社子会社ならびにその監査役、内部監査室、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を継続的に評価し、是正・改善の必要があるときはその対策を講じます。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するために「企業理念」「経営ビジョン」を定めるとともに、規程やマニュアルを整備し、社内イントラネット等を通じ周知徹底を図っております。

② コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク情報の共有及び管理体制の強化を図っております。また、コンプライアンスや各規程に関する研修を定期的に実施いたしました。

③ 内部通報制度につきましては「公益通報規程」を整備し、外部の専門家と社内に通報窓口を設置し、運用状況について代表取締役社長並びに監査役へ報告しております。

④ 監査を支える体制においては、監査役と代表取締役社長、各取締役等と定期的に意見交換を行い、監査状況や経営リスクを共有しております。また、会計監査人、経理財務部及び内部監査室と適切に連携する事で、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 子会社については、「関係会社管理規程」に定めている承認事項、報告事項に基づき子会社が実施する諸手続きや経営状況等を確認・連携し業務運営状況を管理しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年７月１日から2026年６月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	1,354,780	1,302,859	1,615,901	△390,173	3,883,368	15	61,270	3,944,653
当期変動額								
剰余金の配当			△376,157		△376,157			△376,157
親会社株主に帰属する当期純利益			392,650		392,650			392,650
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							22,414	22,414
当期変動額合計	－	－	16,493	－	16,493	－	22,414	38,907
当期末残高	1,354,780	1,302,859	1,632,394	△390,173	3,899,862	15	83,684	3,983,561

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数　　2社

・連結子会社の名称　　株式会社インフォディオ
株式会社ライフアシスト

②　非連結子会社の名称等

・非連結子会社の名称　　株式会社アイリックパートナーズ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

・非連結子会社の名称　　株式会社アイリックパートナーズ

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	２～16年
車両運搬具	４～６年
工具、器具及び備品	２～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（2～５年）に基づく定額法によっております。

・のれん　20年以内の効果の及ぶ期間内での均等償却を行っております。

・顧客関連資産　15年以内の効果の及び範囲内での均等償却を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．保険代理店手数料

保険クリニック事業及びＦＡ事業においては、主に保険代理店として生命保険や損害保険の販売を行っております。保険代理店は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益として認識しております。

ロ．システム利用料

保険クリニック事業のうちＦＣ部門及びソリューション事業においては、金融機関・企業代理店やＦＣ店に対し、主に保険分析・検索システムの提供行っております。保険分析・検索システムにおける収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ．受注制作のソフトウエア開発

システム事業における受注制作のソフトウエア開発は、ＡＩ搭載の非定型帳票対応型ＯＣＲ等の開発を行っております。受注制作のソフトウエア開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断

しており、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。なお、契約における取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウエア開発については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

保険クリニック事業及びＦＡ事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

建物附属設備	293,189千円
工具、器具及び備品	32,512千円
建設仮勘定	1,996千円
のれん	195,894千円
顧客関連資産	626,412千円
保証金	76,334千円
減損損失	33,343千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保険クリニック事業及びＦＡ事業は、原則として各直営店舗及び支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損の兆候の有無及び認識の要否の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌期予算等に基づいており、過去の実績等を基に算出しております。

翌期予算の見積りは、過去実績に加え、集客数、成約率、成約単価等を用いて算出しています。これらの主要な仮定は、保険クリニックの認知度向上による集客数の向上や、販売力の強化等による売上高の増加を見込んでおりますが、今後の経済情勢等の変動により、将来予測には不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,708,000株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	245,319	30	2025年6月30日	2025年9月29日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	130,837	16	2025年12月31日	2026年3月10日

(注) 2025年9月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業30周年及び保険クリニックの本格始動から25周年を記念した記念配当5円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	130,837	16	2026年6月30日	2026年9月30日

4.　金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、一時的な余剰資金は、中長期的な資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、運用対象資産が元本割れとなるリスクのない安定的な金融資産で運用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制をとっております。

保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。また、短期借入金及び長期借入金(1年内返済の長期借入金を含む)は主に運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

営業債務等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは毎月、資金繰計画を作成することにより、当該リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2026年６月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時　価　（千円）	差　額　（千円）
⑴　保　証　金	585,883	437,737	△148,145
資産計	585,883	437,737	△148,145
⑴　長　期　借　入　金	32,000	32,001	1
負債計	32,000	32,001	1

（※１）「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（※３）市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区　　分	当連結会計年度（千円） （2026年６月30日）
非上場株式	32,581

（注）非上場株式について、10,899千円の減損処理を行っております。

（注１）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区　　分	１年以内 （千円）	１年超５年 以内（千円）	5年超10年 以内（千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	2,048,794	－	－	－
売掛金及び契約資産	1,220,070	－	－	－
保証金	13,283	50,424	223,721	298,453
合計	3,282,148	50,424	223,721	298,453

（注２）　長期借入金の連結決算日の返済予定額

区分	1年以内（千円）	１年超2年以内 （千円）
長期借入金	24,000	8,000
合計	24,000	8,000

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年６月30日）

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
保証金	－	437,737	－	437,737
資産計	－	437,737	－	437,737
長期借入金	－	32,001	－	32,001
負債計	－	32,001	－	32,001

(注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保証金

これらの時価は、合理的に算定した返還予定額と、返還予定期間に対応した国債の利回り等の適切な利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

5.　収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度より、報告セグメントを「保険クリニック事業」「ＦＡ事業」「ソリューション事業」「システム事業」の４区分に変更しております。また、この変更に伴い、材又はサービスの種類の区分を見直しております。（前連結会計年度は材又はサービスの移転の時期による表示）

当連結会計年度（自　2025年７月1日　至　2026年６月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				計
	保険クリニック事業	ＦＡ事業	ソリューション事業	システム事業	
保険手数料	5,230,635	2,137,653	79	－	7,368,368
ＦＣサービス	572,721	－	－	－	572,721
ＦＡ報酬等	－	138,289	－	－	138,289
ソリューションサービス	－	－	1,378,470	－	1,378,470
システム開発、運用保守、ライセンス	－	－	－	1,492,563	1,492,563
その他	10,981	－	－	－	10,981
顧客との契約から生じる収益	5,814,338	2,275,943	1,378,549	1,492,563	10,961,394
その他の収益	2,673	－	－	－	2,673
外部顧客への売上高	5,817,011	2,275,943	1,378,549	1,492,563	10,964,067

（注）その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）に基づく貸手側のファイナンス・リース取引のよる受取リース料が含まれております。

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4) 会計方針に関する事項　④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,232,005
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,220,070
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	816,700
契約負債（期末残高）	691,664

契約資産は顧客とのソフトウエア開発について期末で完了しているが未請求の出来形に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウエア開発は、契約に定める支払条件にもとづき請求のうえ受領しております。

契約負債は主に、システムやサービス利用等の取引のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、システムやサービスの利用期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は418,948千円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

6.　１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　476円91銭
⑵　１株当たり当期純利益　48円02銭

7.　企業結合に関する注記

1,（事業の譲受）

(1) 事業譲受の概要

① 譲受先企業の名称及びその事業の内容

譲受先企業の名称　ブロードマインド株式会社
事業内容　来店型保険ショップ事業

② 事業譲受を行った主な理由

店舗拡大と収益の向上を図るため、本事業の譲受について基本合意書を締結することとなりました。

③ 事業譲受日

2025年7月１日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が現金を対価として取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月１日から2026年6月30日

(3) 譲受企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	327,841千円
取得原価		327,841千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー業務に対する報酬　1,700千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

92,471千円

② 発生要因

今後の事業展開から期待される超過収益力として計上しております。

③ 償却方法及び償却期間
8年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	325,957千円
資産合計	325,957千円

(7) のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに平均償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	205,000千円	8年

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当連結会計年度の期首が取得日であるため、影響はありません。

2,（事業の譲受）
(1) 事業譲受の概要
① 譲受先企業の名称及びその事業の内容
譲受先企業の名称　アセットガーディアン株式会社
事業内容　来店型保険ショップ事業
② 事業譲受を行った主な理由
店舗拡大と収益の向上を図るため、本事業の譲受について基本合意書を締結することとなりました。
③ 事業譲受日
2025年12月１日
④ 事業譲受の法的形式
現金を対価とする事業譲受
⑤ 取得企業を決定するに至る主な根拠
当社が現金を対価として取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2025年12月１日から2026年6月30日

(3) 譲受企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	148,000千円
取得原価		148,000千円

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	123,643千円
資産合計	123,643千円

(5) のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに平均償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	115,652千円	5年

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年７月１日から2026年６月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,354,780	1,162,988	134,868	1,297,856	1,379,857	1,379,857	△390,173	3,642,321	3,642,321
当期変動額									
剰余金の配当					△376,157	△376,157		△376,157	△376,157
当期純利益					292,340	292,340		292,340	292,340
当期変動額合計	－	－	－	－	△83,817	△83,817	－	△83,817	△83,817
当期末残高	1,354,780	1,162,988	134,868	1,297,856	1,296,040	1,296,040	△390,173	3,558,504	3,558,504

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1.　重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。
なお、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	２～16年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	２～15年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（2～５年）に基づく定額法によっております。

・のれん　　20年以内の効果の及ぶ期間内での均等償却を行っております。

・顧客関連資産　　15年以内の効果の及び範囲内での均等償却を行っております。

・その他　　５～20年の定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 保険代理店手数料

保険クリニック事業及びＦＡ事業においては、主に保険代理店として生命保険や損害保険の販売を行っております。保険代理店は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益として認識しております。

② システム利用料

保険クリニック事業のＦＣ部門及びソリューション事業においては、金融機関・企業代理店やＦＣ店に対し、主に保険分析・検索システムの提供を行っております。保険分析・検索システムにおける収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

保険販売事業に係る固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物附属設備	276,040千円
工具、器具及び備品	31,482千円
建設仮勘定	1,996千円
のれん	83,146千円
顧客関連資産	330,007千円
保証金	72,800千円
減損損失	27,304千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶ 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,473千円
短期金銭債務	67,684千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	261,612千円
営業取引以外の取引による取引高	12,035千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	530,667株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,148千円
未払金	2,173千円
賞与引当金	7,288千円
一括償却資産	9,172千円
繰延資産	8,203千円
保証金	26,169千円
減価償却超過額	18,272千円
投資有価証券	16,988千円
その他	23,445千円
繰延税金資産小計	120,863千円
評価性引当額	△42,261千円
繰延税金資産合計	78,601千円
繰延税金負債	
顧客関連資産	△7,032千円
その他	△775千円
繰延税金負債合計	△7,807千円
繰延税金資産の純額	70,793千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社インフォディオ	所有 直接 87.9%	保険販売システムの開発	システム開発業務委託等	934,506	買掛金 未払金 前払費用	40,878 26,409 67,729
			事務所転貸 役員の兼務	本社事務所の転貸等	12,035	その他（流動負債）	1,493

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

システム開発業務の委託について、一般取引条件を勘案し、協議によって決定しております。

本社事務所の転貸は、賃貸借契約に基づく賃料を転貸しているフロアの面積比により按分決定し、実質負担額を精算したものであります。

9.　1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	435円17銭
⑵	1株当たり当期純利益	35円75銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月27日

株式会社アイリックコーポレーション
　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚　雅春
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本　亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2025年７月１日から2026年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリックコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年８月27日

株式会社アイリックコーポレーション
　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚　雅春
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本　亮

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2025年７月１日から2026年６月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年９月1日

株式会社アイリックコーポレーション
監査役会

常勤監査役　青島一哲　㊞

監査役　池田　勉　㊞

監査役　神田泰行　㊞

監査役 青島一哲、池田勉及び神田泰行は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上